

第三十回国会 文教委員会 議 録 第二号

昭和三十三年十二月十九日(金曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 坂田 道太君

理事 日井 莊一君 理事 加藤 精三君

理事 木村 武雄君 理事 永山 忠則君

理事 櫻井 奎夫君 理事 辻原 弘市君

木村 守江君 鈴木 正吾君

世耕 弘一君 谷川 和穂君

増田甲子七君 八木 徹雄君

野口 忠夫君 長谷川 保君

堀 昌雄君 本島百合子君

山崎 始男君

出席國務大臣

文 部 大 臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文 部 政 務 次 官 高 見 三 郎 君

文 部 事 務 官 内 藤 馨 三 郎 君

(初等中等教育局長)

文 部 事 務 官 小 林 行 雄 君

(管理局長)

委員外の出席者

議 員 山 崎 始 男 君

文 部 事 務 官 今 村 武 俊 君

(管理局教育施設補助課長)

専 門 員 石 井 勲 君

十二月十九日

委員本島百合子君辞任につき、その補欠として加賀田進君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加賀田進君辞任につき、その補

欠として本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小牧次生君同月十七日委員辞任につき、その補欠として小牧次生君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の互選

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に關する特別措置法案(内閣提出 第一号)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案(山崎始男君外三名提出、衆法第四号)

学校教育(勤務評定の問題)に關する件

○坂田委員長 これより会議を開きます。

まず国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を聴取いたします。山崎始男君。

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理(第九条―第十八条)

第三章 補償の申請及び審査(第十九条―第二十条)

第四章 雑則(第二十一条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廢疾及び死亡をいう。

(文部省の権限)

第三条 文部省は、この法律の実施に關し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施に係る都道府県、教育委員会及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会の事務に關し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部(以下単に「国立の義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒の災害について、都道府県教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に關し、この法律並びにこの法律に基く政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及びその支払をすること。

三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限

2 前項第一号の認定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の損害賠償責任の免責)

第五条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その金額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒(以下単に「児童又は生徒」という。)が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡

し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その価額の限度において、この法律による補償は行わない。

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

（補償の種類）
第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 障害補償
- 三 遺族補償
- 四 葬祭補償
- 五 打切補償

（療養補償）
第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかつた場合においては、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつ

て、文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

（障害補償）
第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに政令で定める程度の身体障害が存する場合においては、障害補償として、政令の定めるところにより、その障害の程度に応じた金額を支給する。

（遺族補償）
第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

- 2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者
 - 二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位によ

り、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

（葬祭補償）
第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

（打切補償）
第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政令で定める金額を支給することができる。

- 2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

（補償の分割）
第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割し

て支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならぬ。

（補償金額の基準）
第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

（補装具の支給及び修理）
第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給し、又はこれを修理することができ。

- 2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

（補償の申請）
第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対

し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をしなければならぬ。

（審査）
第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施については異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができ。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならぬ。

- 3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

（報告、出頭等）
第二十一条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検案を受け

させることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

（立入検査等）

第二十二條 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあった場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（時効）

第二十三條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

（期間の計算）

第二十四條 この法律又はこの法律に基く文部省令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（非課税等）

第二十五條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二十六條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

（無料証明）

第二十七條 文部大臣、都道府県の教育委員会又は補償を受けようとする者は、災害を受けた児童若しくは生徒又は当該補償を受けようとする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

（省令への委任）

第二十八條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（文部省設置法の一部改正）

2 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第十條の二に次の一号を加える。

七 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

（地方財政法の一部改正）

3 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條の四に次の一号を加える。

る。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

（地方自治法の一部改正）

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中（三）を次のように改める。

（三） 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律（昭和三十四年法律第 号）の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害に対して、国の行う補償の実施に関する事務を行うこと。

理 由

国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が義務教育を受けるに際して災害を受けた場合には、国が補償する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込である。

○山崎始男君 ただいま議題となりました国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

およそ国家隆昌の基盤を教育に置か

なければならぬことは言うまでもないところであり、なかなしく義務教育における約千七百万人の児童、生徒のすやかな成長こそは国民全体の念願でありまして、教育基本法及び児童憲章に明示されておりますように、常に留意せねばならないところであります。

さて義務教育に関しましては、憲法第二十六條第一項によれば、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定しており、さらにまた第二項においては「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定しております。義務教育について特にその責務をうたつて重視しておるのであります。しかるに一昨年来児童生徒の災害がひびんと報じられておりますのは、先刻御承知のところでありまして、特に紫雲丸事件や相模湖事件、三重の水難事故や学校給食の集団中毒等、記憶に新しいものが多くあつたのであります。楽しい修学旅行や遠足に不安を抱いて行かなければならないことはまことに遺憾なことで、義務教育の諸学校で起きた災害の処置が父母の負担のままに放置されていることは実に忍びないところであります。義務教育の趣旨からまた絶対に見のがすことのできないものと存する次第でございます。現在地方公共団体においては、自主的な補償策が共済組合的なものとして全国的に広まりつつあるのでございますが、このことは父兄並びに国民がいかに学校における災害に強い関心を持ち、特にその対策

の万全をこいねがつてゐるかを端的に物語つてゐるものだと存するのでございます。従つて、このような現状におきまして、これをさらに一歩前進させ、児童生徒を災害から守るとともに、不幸にして災害を受けたならば、直ちに迅速、かつ、公正な補償を国家によつて行うことが焦眉の急務であると存する次第でございます。

この法律案は、かような事情のもとにおきまして、ぜひとも必要と考えられる災害補償を国に行わせることを目的として立案いたしましたものでございまして、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法律は、義務教育諸学校の管理下の災害について、義務教育の特殊性に基き、国はこれに対する補償を行う責任を有するのであるという立場に立っているものでございます。この場合、学校の管理下とは、義務教育諸学校の児童生徒が、当該学校の教育または監督もしくは保護を受けている場合を言うのでございます。具体的には政令に譲つてゐるのであります。

第二に、この法律による災害の補償の種類としては、療養補償、傷害補償、葬祭補償、遺族補償、打ち切り補償を考へておりますが、補償は金銭による補償としております。補償金額は、療養補償については原則として完全に治癒するまでの費用を見ることが考へております。遺族補償につきましては、中学校を卒業して勤めに入った労働者が業務上死亡したとき、労働基準法で保障されている金額に準ずることといたしました。傷害補償等その他の補償につきましては、中学校を卒業して直ちに労働に従事したものが、労働

基準法で補償される金額に準じて補償することになったように考えています。

第三には、最初に申し上げましたように、補償の実施は国家事務でありまして、文部大臣が最終責任者でありまして、公立の義務教育諸学校については、都道府県の教育委員会が委任を受けてその補償を実施するものとしておるのであります。

第四に、この法律による補償は、災害を受けた児童生徒が社会保障による給付を受けることができる場合には、その給付を受けるべき限度において補償を行わないようにいたします。

第五に、補償を受ける手続について申し上げますと、公立の義務教育諸学校の管理下で児童または生徒が災害を受けたときは、本人またはその遺族が文部省令で定める補償申請書を学校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に提出をし、委員会は政令で定める基準に照らして、学校の管理下における災害であるかどうか判定を行い、補償金額を決定し、補償をいたすのであります。これに不服の場合は、文部大臣に審査の請求を行うことができます。これに準じております。国立の場合もこれに準じております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。(拍手)

○坂田委員長 次は昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し

ます。加藤精三君。

○加藤精三君 本年九月静岡県伊豆地方が非常な災害に見舞われまして、その復旧が実に困難をきわめております状況につきまして、われわれラジオまたはテレビその他新聞等によりまして承知しておるのでございますが、何しろこの地帯は、たび重なる災害に見舞われまして、全国の地域中でも非常に不幸な地域といわれるのでございます。昭和六年でございましたが、駿豆の大震災の当時、本員は文部省の課長といたしまして、二十数カ町村の災害の状況を視察した経験を持っておりますものでございますが、あるいは山津波によりまして、あるいは河川のはんらんによりまして、当時の惨状を思い起しますにつけても、今回の不幸は、まことに同情にたえない次第でございます。しかも当該地方の河川の状態その他防災施設につきましては、十分に事前の防御が尽されたとは言いがたいと存するのであります。寺田寅彦先生は、災害は忘れたときに来るといふことを言われたのでございますが、災害行政につきましても、われらが国会におきましても、与野党とも、今日以上周密的な計画を立てまして、民生の安定に資するところがなければならぬと感ずるものでございます。しかもこうした地方の、この全国の幹線道路からそれている地帯、思い切つてそれておれば、北海道等のごく特別施策がございまして、少々それている地帯でありまして、人間のからだだといえ、背中のような地帯を忘れがちでございます。ことに、大河川の流域は、河川災害から、神経を使つて保護されておりますが、こうした中小河川地

帯の防災対策ということにつきまして、特に意を用いなければならぬと思ふのでございます。しかしながら、すでに発生してしまいました災害に対しましては、国力の許す限り、できるだけ配慮を尽すことが、政治の要諦だと考えているのでございます。やすみししあが大臣の食す国はこども大和も同じとぞ思う」という古歌がございます。われわれはこの古歌を、「あをによし奈良の都は咲く花のにはふがごとく今さかりなり」という都を謳歌する歌の反面といたしまして、常に心にかけなければならぬと思つておるのでございます。さて本論に入りますが、今回の災害の法律は常時の場合における災害の補助率三分の一を復旧経費の四分の三負担といたしている点につきまして、主たる目的があると考へていたのでございますが、本件は特に第六条の第一項第一号につきまして、それぞれ政令で定める額に達しない被害というのほど施行政の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの、「著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの」というようなことがございまして、これらは大きな目から見まして、防災対策を十分にやる義務を地方団体にも負わせまして、そうして心を引き締めるという作用はあるかもしれませうが、すでにできてしまった災害につきましましてはあまりに酷にわたらないようにいたすことが政治の配慮というふうに考えられるのでございます。その点につきまして当局に御質問申し上げますのでございます。

それから、この適用の区分でございしますが、従来は災害復旧経費の額がその地方団体の基準財政収入に比してどれくらい低率になっているかというようなことが議題になったと記憶いたしておりますが、今般の法律につきまして、三条第二項の地域の指定はいかなるふうに政令で規定するかという点につきまして、以上三点を御質問申し上げます。

○小林政府委員 法律案の第六条の適用除外に関するお尋ねでございますが、第一項の第一号につきましては、被害の額が費目ごとにまた一学校ごとそれぞれ政令で定める額としてございまして、従来の例にも徴しましてその限度額を政令で十万円というふう規定するつもりでおります。

なお第二号、第三号につきまして、これは現在までのところ私どもの調べましたものの中には、これに該当するような学校はございませんが、いわば災害立法に関する一つの例文といたしまして、ただいまお尋ねの中にもございまして、将来に対する学校建築技術上の戒めという意味をもつて、これを入れておるわけでございまして、私どももいたしましては、明白なものが出てきた場合は別でございまして、二号、三号を特に乱用して、厳格にこれを適用するというようなことは、今のところ考へておりません。

○日井委員 関連して。この機会にちょっと特に復旧に関する方針について一点お伺いしたいのですが、学校の建物、非常の災害等の場合、また災害が起るであろうというような場合の避難所になるわけなのです。特に地方におきましては、何か、たとえば山津

波が来そうだとか、あるいは水が出そうだとか、台風が来る等というような場合には、また大きな火災、こういうような際には、一般の国民の避難場所になりますので、もしその学校が脆弱であつて、台風のために倒されるとか、水に押し流される、こういう場合に、その災害、ことに生命に対する災害というものが、われわれ非常に案ぜられておつたのです。そこでそういう心配のある地方、台風の通過がおもにあるような地帯とか、あるいは海岸で津波の心配のあるようなところとか、また山津波で押し流される、こういうようなところ、また現にそういうことのあるところについては、何とか鉄筋コンクリートにして、安心できる安全な一般の町民の避難場所として確保したいというのが私どものかつての念願であつたわけです。そこで、そういう場合を心配して、こういうような機会、校舎の建て直し等の場合において、新設はもとよりであります。が、できるだけ鉄筋の建物にすべきであるといふことを申しておつたのであります。ところが伊豆の先般の災害では、やはりわれわれ心配しておつたことが現に起つて、校舎に台風の避難をしていながら、校舎が押し流されて多数の死傷者が出たということがあつたのであります。今後一度とあいつ災害地帯がまた災害にさらされるということとは――土木工事、河川工事、植林等によつて万全の策を講ずるであらうと思ひますけれども、しかしせめてその犠牲者を生かすという意味においても、何とかこの機会に、学校の校舎というものがさうに避難場所としても確保できるように鉄筋で建てるようにしたいと思ふので

ありますが、この伊豆の災害地帯に対して、何かそういうような要望があるとか、あるいはそういう指導をされておるのであります、その点を一つお伺いしたいと思います。

○小林政府委員 お尋ねのございましたように、災害に限らず、学校を新築あるいは改築する場合には、いろいろ将来のことも考えまして、鉄筋等の耐震耐火構造にするということが最も望ましい次第でございます。私も、私どももいたしまして、予算の許す範囲内でできるだけそういった面を奨励したいということから従来指導をしておるわけでございます。ただ、御承知のように予算上認められる鉄筋関係の坪数が十分でございせんために、地方からの要望を満足させるほどにいていないことはまことに残念であります。特に災害の比較的多い、いわば災害の常襲地帯というような地域につきましては、この鉄筋の配分をできるだけ多くするという従来対処して参つております。お話のございましたように、一朝災害が起りますと、この学校の校舎が避難所になる、あるいは防火壁になるといふこともいろいろ従来の経験でございました。そういった意味からも今後できるだけ鉄筋の構造比率を多くして参りたい。その方針で今後の予算獲得にできるだけ努力をいたすつもりでございます。

お話のございました伊豆の地方でございまして、罹災者が逃げたおたつた学校が流れて、大きな事件になったということも一時新聞に報道されましたが、その事実は実はございせん、その学校はすでに老朽改築をするために取りこわしをしておったのを、誤まつて

流されたというふうに新聞が報道をいたしましたので、これは修善寺熊坂小学校のことでございます。その事実は幸いにもなかったわけでございますが、ただ、今回の災害で中伊豆町の大東小学校あるいは修善寺の中学校、これらが流失あるいは全壊をいたして、これらについては、従来の方でも、これら筋改築をしたいという要望を持っておりますので、私も、私どももいたしまして、これら設置者の特に希望するものにつきましては改良復旧を認めることが当然であるというので、そういったつもりで予算措置をいたしております。

○日井委員 耐震耐火建築の方に持っていこうという御意図はよくわかりました。伊豆方面も私の聞き違いでございまして、これは非常に幸いでありまして、こういうことは今後もし起り得ることなので、全部を鉄筋コンクリートにすることは予算上なかなかできないだろうと思ひますが、今申し上げたようにすぐ学校が避難所ということになりますので、校舎の一部は少くとも鉄筋にして避難所に利用できるようにして、将来ともそういう災害が起らないよう一そう御留意御指導を願うことを申し添えておきます。

○小林政府委員 私失念をいたしました。大へん失礼いたしました。災害の被害額と基準財政需要額との関係でございまして、従来災害復旧の場合には、こういった点を取り入れて被害額との比率をとっておったのでありますが、今回は前例にかかわらず、そういった点は一応除外をして災害地域をきめるということになつておるのでござい

○加藤(精)委員 従来災害復旧の所要経費に対して、その地方団体の基準財政収入なり需要額なりの比率で三条二項の地域指定をしたが、今度それと異なる規定を作る御意図であるというところでございまして、そういう画一的な方法は正しくないという考えを私も持っているもので、新しい規定の内容はどうかというところをお尋ねしているのでございます。その点に就いて御答弁いただきたいと思ひます。

○小林政府委員 法案の三条二項の災害地域の指定の基でございますが、災害救助費の額は、その市町村の基準財政収入額の百分の七十に相当する額、これが標準収入額でございます。その標準収入額の百分の一に相当する額を災害救助費として出しておる市町村の区域、これが従来の規定でございまして、それを大体踏襲する考へであります。

○加藤(精)委員 大体踏襲するということは、どなたも異議がないことなんですけれども、それに対してそうしやくし定本でいかぬ場合があるだろうと思ひまして、その点の合理化の過程を、考え方だけでもいいから教えていただきたいというのでございまして。

○今村説明員 昭和二十八年災のときの地域指定の方法に二つあったわけでございます。その一つは教育関係の被害のみならず、公共土木、農業災害の全被害額を集計いたしまして、それと当該市町村の基準財政収入額を比べまして、被害額が大きい団体を指定する、これが一つの考え方です。それから当該市町村の地域に対して災害救助法が発動された場合において、その都道府県が当該市町村のために使つた災

害救助費が当該市町村の標準税収入の百分の一をこえる場合、そのいづれかに該当する場合には政令で指定される地域となつたわけでございます。ところが今回は公共土木、農業関係の全被害についてその被害額を総計し、さらに教育関係の被害額までプラスいたしまして、基準財政収入額と比べると、いったいどうなるかというところを、だいたい時期がくるまで、災害のすみやかな復旧をはかるといふ目的からは、それなりの心配もございまして、その二十八年災において二つの方法のうちいづれかをとりまして、ただ一つの方法である災害救助費と、それから標準収入額の百分の一と比べて地域を指定する方法をとろうと考えておるわけでございます。それによりまして、伊豆地方のほとんどすべての市町村が該当するということになって参ります。

○木村(守)委員 私の質問の第一は、あるいは委員会が説明になっておるかわかりませんが、重ねて御質問いたします。

今回の二十一年、二十二年台風によりまして、文教施設の災害を受けた当初の見積額と、それから地方交付金といたうものと、すでに災害の査定が終つたろうと思ひますので、災害の査定の終つた査定額と、どのくらいの開きがありますか。こういうようなことを質問いたしますのは、御承知のように補正予算によつて文教施設の災害の復旧費が計上されたはずであります。この補正予算に組まれた額によつて果して災害査定を終つた現在災害復旧ができるかどうか。もしもできなかったら

ば、どの程度までできるような状態にあるか、なお今後できない場合にはどういふような方法でこれを復旧していくか、まさか三十四年度予算からしわ寄せをするようなことはないだろうと思ひますが、その考え方を御開きしたいのであります。

またこれと関連いたしまして、災害復旧と申しますと、御承知のように、農林、建設等におきましては三・五・二の比率でもって三年間で復旧されるのが原則のようでありまして、これを三・五・二の比率をもつて三年間かかつて文教施設を復旧するというような状態では、教育に及ぼす影響が非常に大きいと思ひます。そういう点から考えて、他の災害復旧とは違つた点を考へられてはいるべきではないかと私は考へるのですが、今までの慣例、また現在の考え方が一般災害と同様に三・五・二という比率でいくのかどうか、その三・五・二という比率でいつて、果して本年は何%ぐらい補正予算に組んだ額で復旧ができるかということをお聞きしたい。

○小林政府委員 被害がありました学校から復旧の申請が出てくるわけでございますが、それに対する大蔵省と文部省との平均の査定率は――費目によつていろいろ違ひまして、校舎、校地あるいは工作物等いろいろあるわけでございますが、平均の査定率は八三%という数字になつております。従来、災害の場合に、ある程度被害額が誇大に報告されたということがございまして、一時は査定率が四〇%あるいは五〇%ということになつたこともござい

少くなりまして、八〇%以上の査定率というところで、私もといたしましては、大体この程度で災害復旧の実施ができるものではないかというふうな考へておる次第でございます。

なお、災害復旧の現年度、次年度の実施比率でございますが、教育施設の関係につきましては、他の公共土木と違ひまして、本年度六〇%、次年度四〇%、六・四の比率で二カ年間に実施するということで予備費の要求をいたしております。これも大体大蔵省としては了解してもらつておると思ひます。

○木村(守)委員 報告の八三%を査定額としてとるという様な概算はわかつておりますが、実際に査定した額が八三%に落ちついておるかどうかが、この災害は、ほかの農林、建設ともに当初の見積りよりも多くなつておるが、実際なんですか。少いと思つておつたら多くなつておるが、実際なんですか。そういう点を考へて、文教施設にもそういう傾向があるのじゃないか、初め考へておつたよりも多くなつておるのじゃないかと考へましてこの御質問を申し上げたのですが、文教施設にはそういうことはありませんか。

○小林政府委員 ただいま私の方で答え申し上げましたのは、実際に被害を復旧する国庫負担申請書に出て参りましたものにつきまして、立会査定をいたしましたのでございまして、故意にこの地方の被害額を縮小したものでございませんで、その点は私もといたしましては十分信頼してやっておりますものというふうな考へております。○木村(守)委員 それでは大体報告額の八三%になつておるということでございませぬ。それはまあそういういたしました承しですが、ただいま申されまして、文教施設は初年度に六〇%、次年度に四〇%、二カ年で完成するというようなお話でございますが、この請求しました補正予算でこの六〇%がございませぬか、何%くらいでございますか。

○小林政府委員 本年度予備費で要求するものが六〇%でございます。残りの四〇%につきましては、明年度の当初予算に組んでもらうことになつております。

○坂田委員長 辻原弘市君。○辻原委員 先ほど加藤さんの方から御質問がありましたが、法案の除外例のところ、第六條の第一項の問題でございますが、大体政令で定められる額は通例十萬圓ということになつておるやうでありますけれども、この十萬圓以下の俗に言う小災害の取扱いは最近非常に問題があるのじゃないかと思ふのです。これは文教施設だけではなく、農林災害でも一般公共土木でも、災害のつど特に問題になるのはこの点であります。なぜ問題になるかといふと、それは各地方で、特に町村合併以後町村で管理する学校数が、一公共団体あたり非常にふえてい

るわけでありまして、従ひまして実際の災害によつて生ずる負担は、こういう特別立法の場合はまだ少ししいのですけれども、そうでなしに一般災害復旧でやる場合には、地方の負担分はやはり一方において大きな災害でかゝる、さらに小災害はそのまゝに放置される、そういういたしますとその公共団体の負担というものは非常に大きいわけでありまして、それに反論する大蔵省等の意見としては、これは町村の財政規模も大きくなつたのだから比例しているんじゃないかというのでありますけれども、実際は必ずしもそうではないと思ひます。町村合併後の地方財政はどうかといへば赤字の寄り合い世帯という傾向が多いわけでありまして、そういう形からいふと、この小災害も、いつでも切り捨てという形では実質的な災害復旧にはならない、私はこういう見解を持つております。そこでこの小災害についての何か救済方法がないか——これは今度の特別立法をする際にわれわれ社会党の側も非常に重視をいたしましたし、また自民党の方でも重視をされて、両党でそれぞれの話し合いの中

では、これは非常に大きな問題として取り上げられたと思ふのです。法律上の措置としては依然として在案の災害復旧に関する取扱ひになつておりますけれども、これは何か起債上の取扱ひか、そういう方向であつたかと私は理解しておるのですけれども、確かに救済の措置が行われるのかどうか、こういうところをお伺ひしたいと思ひます。

なお小災害については、これはかつてはかなり金額が高く、一般の農業あるいは土木の方でも小災害の範囲を広げておつたのを逐次狭めてきておるのでありまして、なお狭められるような余地があるか。また起債等の取扱ひで救済できる方法があるのか、この点を明確にしておいていただきたいと思ひます。

○小林政府委員 第六條の適用除外に關するお尋ねでございますが、これは先ほど加藤委員にお答え申し上げましたように、一学校ごとに各費目ごとにそれぞれ政令で定める額となつておりまして、現在のところ御承知のように公立学校施設災害復旧費国庫負担法と同様に十萬圓というのを限度にいたすつもりでございます。お話のございましたように最近の町村合併の関係から一町村内で数校の学校を持つておる、その数校がそれぞれ十萬圓以下の被害を受けた場合に合算すれば十萬圓に

なるということも確かに考えられるわけでございますが、しかし從來からのいきさつ等もございまして、まあ災害といひましては比較的小災害に属するものでございまして、これについては国の負担ということにはなつておらず、自治庁におきましては起債を認めるといふ方針のもとに現在各府県を通じて地方から申請書をとつておるということをして聞いておりますので、単独起債で処理されるものと私は考へる次第であります。

○辻原委員 きょうは大蔵省、自治庁等にも御出席をお願いしたと思つたのでありますが、何か予算編成できようお見えにならないやうでありますから、私別の機会にそういう点についての大蔵省の見解を十分承りたいと思ひますが、今のお話でありますと、直接文部省と自治庁との間にそういう話が成り立つていゝという状況ではなさうでありまして、自治庁が一般の災害に対する起債の取扱ひの中で、小災害の分をも考慮できるという程度にしかすぎないと思ひます。私は今回の場合はやむを得ないと思ふのであります

が、今後この小災害の取扱ひについてはやはり恒久的な検討をすべきじゃないかと思ひます。やはり合算いたしま

すと非常に——現地において相当見ましたが、ことしの災害の特徴といふのはちよつとおかしいですけれども、特徴を見ますと、傾向というか、これは文部省も非常に努力せられて最近の文教施設はかなり改まつてきてゐる。いろいろ災害に対する抵抗、こういうものも考慮してきておりますから、非常に一般の被害が大きいのかかわらず、文教の施設については致命的な被害というのはいささか少かつた。どつちかといふとこうした部分的な小災害が多かつた。ですから、合算いたしますとかなりの額になる。ところが個々に見ますとそうさうはつかない、こういうような傾向があつたように思ひます。

そういういたしますと、財政負担の問題で、やはり小災害を十全に手当しておきますと次の災害にたえ得ないといふことにもなりますから、合算額に見合つて何か救済できるやうな恒久的措置も考慮すべきではないか、こう考へますので、一つ文部省においても一般災害復旧費国庫負担法についてのこの適用除外の分を検討していただきたい、こういうことを希望申し上げておきたいと思ひます。

それからこれに關連して一般の文教施設の問題について、ちよつと予算の編成時期でもありますが、私もお伺ひをいたしたいのでありますが、文部省の考へ方はしばしば伺つておりますが、やはり大蔵省あるいは自治庁との關係をこの委員会が最近承つたことがほとんどございませぬ。これも委員長等にお願ひをいたしまして、別の機会に一つ文教施設についての今後の方針というものを全般的にただしてみたいと思ひます。

そこできょうは時間がございませんから、簡単に、文部省から一、二の点だけをこれに關係して一つ承わりたいと思います。それは白井さんからも先ほど鉄筋建築の効用ということを強調されておりましたが、これはわれわれ在来の持論に全く一致しておりますので、一つこれらの点については十分文部省においても予算編成の中で飛躍的に考慮してもらわなければならぬと思ひます。この鉄筋建築の中でも問題を一つあげれば、考え方がありまふけれども、比率を上げていくということがもちろん当面の重要な問題でありまふ。同時にもう一步進めてこういうことは考えられないかというものであります。それは防災ということも兼ねて鉄筋建築を奨励するというのももちろん必要であります。同時に最近の都市における校舎建築の状況を見まふと、どちらかといひますと人口の都市集中の傾向から手が回りかねて校舎施設状況がだんだんと落ちてきていてのはなからうか。非常に不正常に迫りまふと、間合の校舎を、勢いだけ入れものを作るといふ程度にしか都会においては考えられない。特に都市周辺の人口の膨張している地域においては、そういう傾向が非常によく見受けられるのです。そういう点から考えまふと、従来から特に鉄筋については防火地域をもつて優先的な取扱いをしておりまふが、今ではそのこともありまふけれども、やはり全国的にどこにでもこれを作るといふ方法でやっておられます。これはまことにけっこうだと思ひます。そういうふうにはスタンダードの面で一步進んだわけでありまふから、もう一べんもとに返つて言へば、

そういう都市における一つの施設状況という問題と鉄筋というものの関連を考へてみる必要がある。従つて今後都市において作る校舎というものをやはりはつきりするためには、防火地域においては鉄筋でなければならぬといふくらい強い態度であつていいのではないか。そういう奨励方法をもつてやるならば、都会における防災、それから都市において非常に施設状況が落ちていふものを防いでいくこともできる。しかしそれは国の援助方法というものを裏づけしなければならぬから、口先で言うのは簡単であります。事はなかなかめんどうだと思ひますが、施策としてはそういう方向にやはり持つていく必要がある。ですから片一方を上げ、また片一方を上げ、さらに片一方を上げるといふ段階を追つて進む必要があると思ひます。これは意見であります。

それから、それに関連して都会地の不正常的問題ですが、これも私がかねて申し上げておりますように、どうも一般の不正常的という形の中では、人口膨張に伴う社会増の不正常的は防ぎ切れないう感じを持つのであります。それは何か特別の方法を講ずる必要がある。たしか大連文相の当時であつたと思ひますが、たえかねて一時十億の起債をもつて五大市に対する救済措置をはかつたことがありましたが、これもまた一つの方法かと思ひますが、それです。そういう点で考え方を一つ広めて、社会増に伴う不正常的の措置といふものを別途やはり考慮していく段階ではないか。特にこの点は考慮すべきじゃないか。ですから今文部省も少し詰り解消、定員確保の法案と並んで、やはり入れもの、建物を重視するといふ意味で、少し詰り解消の予算措置といふことを力説されていふことはけっこうだと思ひますが、そういう一般的事項の上に、やはり社会増に伴う周辺都市における不正常的をいかに解決するか。その具体的方法といふものがあるれば、一つお考えをお示し願ひたい。なければ一つ積極的に考究していただかなくては、私はその方面の教育事情といふものはちよつと問題じゃないかと思ひます。毎年私も見ておるのですけれども、年の初めには一応解消の形になつていふが、年の暮れにはまた二部授業が始まる。こういうイタチごつこをほとんど三、四年繰り返してあります。これは例をあげてもいいのでありますけれども、そういうところが顕著でありますから、これは一つ考へていただきたいと思ひます。あまりたくさん申し上げるのもどうかと思ひますので、今の鉄筋での取扱いと、不正常的といふ点を簡単に……

○小林政府委員 都市における防災建築についてのお尋ねでございます。お話のございましたように、ことに市街地につきましても、できるだけ私どもといたしましては、鉄筋構造といふことで予算の配分につきましては注意をいたしておるつもりでございます。御承知のように防災の点からも、またことと大都市では校地を拡張することが非常に困難でございますので、そういった意味からも高層建築になりがちでございますが、特に台風の多い地帯、並びに大都市の防火地帯、準防火地帯については、これは法規上もきまつておるものでございまして、予算の配分を重点的にやつておるつもりでございます。

○加藤(精)委員 非常簡単に申し上げますが、これは、ちよつと委員長から発言の制限がありましたけれども、その発言制限を押し切つて御質問したいくらい重要なことなんです。というのは、不正常的を今度政府が査定する段取りになつておりますけれども、不正常的の建築費といふのは、これは非常に問題なんです。これはまた古いことを言ふといかぬのですけれども、私がちよつと今村さんと同じ立場の、そういうふうな義務教育の財政を扱つていた課長だったときから今日に至るまで、文部省は一つも前進していない。しかも先ほど辻原君が指摘されました社会増の都市郊外の建築などについて特にうなずく。それはこういう考え方なんです。人の困るのはしばらくの間はがまんしてやる。人の困るのは百年もがまんするといふわけではないけれども、社会増のために人口がぐつと増して、人が非常に窮屈な思いをして、不正常的な二部授業をやつておつても、文部省の局長さんや課長さんには、そう大して痛くもかゆくもない。文部省の局長さんや課長さんが見る都会のまん中にあるりっぱな校舎は、がらあきで、ゆうゆうと二人ぐらゐのいすを占領していろいろの広さを持つておる。ところが実際に貧困地帯等は非常に困る。そうしてしかも不正常的になつてしまわなければ、すなわち二部授業をしていなければ不正常的の補助金をもたないといふのは、これは非常な政治の盲点です。そういう社会増といふのは現実の厳然たる事実であつて、そうして社会主義的にいひましても——自民党も社会主義といふのは非常によく採用しておるのであつて、むしろ社会党は、日本銀行の非常に月給の高い労働組合のベース・アップとか、あるいは王子製紙の、九割何分くらいテレビを持つていふ労働貴族のベース・アップには熱心だけれども、必ずしもそ

ういうふうなこまかいところに気をつけておられるかどうかからぬと思うのです。社会党の悪口を言う必要はありませんけれども、とにかくそういうところが僕は見るとたえないのです。二部教授をしていなければ建築はできない。二部教授になることはわかり切っているのですから——終戦直後二十一年の春に私も戦地から帰ってきて、そうして直ちに子供を生みました。が、あのときどつと子供が生まれたのです。そういうのがたくさんいて、中学なんかは生徒数がふえるのです。二部教授になるのは当りまえなのに、二部教授になってしまつてからでなければ不正常として認めないというに至つては、これは非常に暗い感じがするのです。これは社会党からも、きょう初めて辻原君から指摘されたのであつて、これはわれわれの責任です。国会議員全体が悪いのです。政府も今度の予算編成で、この三何年来の、あるいは数十年來の積弊をこの際解決していただきますことをお願いいたしておきます。

○辻原委員 次に少し端折つてお伺いしたいのですが、土地取得の問題について努力をされているようでありまして、一体見通しはどうなのか。それから統合校舎の問題について、これはむしろ文部省というよりも、われわれの側においても若干この法律についての不備な点があつたように思うのです。そういう点について、これはどちらかで私は努力をして直していきたいと考えますので、文部省の見解をついでに承つておきたいのですが、統合校舎を促進していくというのは、これは文部省の方針であり、同時にわれわれも無理なことをやらないで、効

果を高めるためにできるだけ適正な学校を作っていくということには賛成であります。ですからそういう意味で、この円満な進捗をはかれるような形に、法律も予算の措置も持つていかなくてはならない。ところが法律の中には、やはり考えてみると、法律を作つたために、ややその實際運用には不便な点もあるように私は見受けるのであります。その点これは指摘をいたしておきまして、認識をしていただきたいと思うのであります。それは特に統合校舎の中で、新しく統合校舎の補助をつける場合に、一つは、土地取得についての手当ができていないということとです。これは法律で限定されている。それからもう一つは、ことしの四月から実施されておる負担法の第三条の第一項の第五号の中に、統合校舎に対する補助の範囲が規定されておりますが、その範囲は、小、中学校の場合には校舎の新築あるいは増築に要する経費の二分の一だと規定しておるわけですから、そういったと、古い校舎を統合して新しい校舎を建てるという場合に、校舎だけは対象になるが、屋内体操場については直接これの対象にならない。中学校の場合、中学校の屋内体操場というものの補助もつての救済方法はあるが、小学校についてはこれが無いということ、これは私は非常に矛盾した話だと思ふ。二つの統合した校舎に、今まではそれぞれ講堂、屋内体操場を持つておつた。ところが、新しく統合していい施設、いい学校を作つたなら、今度は講堂については自力で建築をしなくちゃならぬ。實際問題としてそういうことはなかなか不可能なのであつて、統合を促進する以

上、少くとも旧來の建物、施設にあつたものは、同様にそれは作っていくというものの考え方になつなければ、これは矛盾を生じてくると思ふのです。これは法律にもミスがあり、法律にミスがある以上、予算の運用にも非常にむづかしい点があるので、どういう救済方法があるか、法律の改正の要があるか、こういう点について承つておきたいと思ひます。

○小林政府委員 まず最初の校地取得の問題でございますが、この学校の校地を取得する場合につきましては從來からも国の補助というものがございせん。実は本年度初めて、この校地につきましては、場合によつては起債を認めるということになつたわけでございします。これは私もどなたもいたしまして、とにかく国の方で一つの手当をするということでありまして、前進したものと考へております。明年度以降につきましても、自治庁の方で、この校地関係の起債をある程度増額して、そのワケをきめるというふう聞いておりますので、ことに土地獲得の困難な都會地等につきましては、ある程度この起債がもたらえるものであるというふうに私も考へております。

なお第二番目の、学校統合の場合の校舎についてのお尋ねでございますが、お話のございましたように、現在の國庫負担法では、校舎の新築または増築に要する経費といたしまして、屋体は含まれておりません。ただ中学校の屋体には、御承知のように新増築の場合の國庫負担ということが規定されておりますので、設置者の方で希望をする場合には、この屋体が認められるわけでございますが、お話のございました

したように、小学校につきましてはこの点が脱離いたしております。確かに理想的には小学校の校舎のみならず、從來屋体を持つておつた学校の統合の場合には、屋体も國の負担において建設できることが望ましいと思ひましたけれども、現状では、法律上それができないことになっております。文部省としては、將來の問題として、そういった特殊の事情のある場合には予算もと、また將來できればこの法規も変えていきたいというふうに考へておる次第でございます。

○辻原委員 これは大臣も政務次官もおられるので、少し認識をしていただきたと思ひます。局長はだいたい遠慮してものを言つておりますが、法律でこう規定している以上、實際運用はできません。予算をとつてみたところで運用ができないのでありますから、法律を直して、統合校舎だけの特例を作るか、統合校舎は可能のように作るか、あるいは文部省が予算要求されておる形のように、小学校についても歩を進めて、中学校と同様の取り扱いをするか、どちらかの方法を採用しなければ救済措置がありません。従つて、これは非常な欠陥だと思ひますので、私も協力いたしますから、何とか解決をしていただきたい。これは大蔵省の予算に対する既定方針から生まれてきた欠陥だと思ひますが、こういうことを立法の際に気がつかなかつたわれわれの方法にも責任があるので、そういう問題はできるだけ早く——局長は將來の問題と言つたが、將來の問題でなしに、少くとも來年には解決すべき問題だと思ひますので、考へてもらいたいと思ひます。

いろいろ質問もいたしたいと思ひますが、これは文部省よりも、大蔵省、自治庁に申すことが多いので、自余の点はそういう機会に申し上げたいと思ふのであります。ただ今の土地取得の問題について、局長の私は答弁として伺つたのであります。起債にすべて逃げることは、實際問題として効果はないのです。起債は御承知の通りいろいろランクをつけ、順位をつけてやつておりますから、あればやるし、なければやらないという主義で、そうなりますと、これは實際都會と山間部が問題で、山間部になぜ必要かといえ、土地を造成する必要がある。都會地の場合には取得それ自体について困難だ。山間部は造成をしなければならぬ点に困難がある。そういうことを考へれば、事は起債だけでは解決いたしませんから、土地取得についても歩を進める必要があると思ひます。これはやがて大蔵省の見解もただしたいと思ひますので、きょうは以上の点だけ申し上げまして、私の質問を終ります。

○坂田委員 ほかにも御質疑はありますか——ほかに御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終ります。

これより本案を討論に付します。別に討論の通告がありませんので、直ちに採決したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決するに決しました。

なお本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

午前の会議はこの程度とし、午後二時より再開いたします。

午後零時八分休憩

午後二時三十一分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事の補欠選任について諮りいたします。

ただいま理事が一名欠員になっておりますので、先例によりその補欠を委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、小牧次生君を理事に指名いたします。

○坂田委員長 これより、学校教育、社会教育及び教育制度等に関し調査を進めます。質疑の通告があります。順次これを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 また勤務評定の問題にからみまして各地に血なまぐさい事件まで巻き起しまして非常な争いとなっておりますのでありますが、この際お互いに十分にこの問題について討議をして、そうして日本の政治の中でも一

番大事な教育の、どろ沼に落ちましたところから解決へ向って何とかして抜出す工夫をお互いにしてみたい、こう思うのであります。今日まで文部省の言うことを聞くと、どうも日教組が悪い、こう言う。日教組は日教組の方で、文部省が不届きだ、こう言つて、どうにも解決がつかさうもない態勢にお互いに立っている。これであつてはならないのであります。この問題をお互いに深く責任を感じて解決に向つて前進をしたいと心から念願するのであります。

まず第一に文部大臣にお伺いしたいことは、教職員の勤務評定を実施すること文部省は急に非常にかましく言い出したのでありますけれども、その目的とするところは、地方公務員法の第一条にありますように、地方公共団体の民主的かつ能率的な運営をするために、また地方自治の本旨の実現に資するためのものでなければならぬと思ふのであります。勤務評定というものが、そういうものでなければならぬというように考えられます。御承知のように、地方公務員の勤務評定は、地方公務員法の四十条の中にあるわけですが、私はこの大目的をはずれてはならないと思ふのであります。文部省もさうように考えていられるか、大臣にお聞きいたします。

○灘尾國務大臣 勤務評定の目的としますところは、前々から申し上げておりますように、人事の公正な管理をや、勤務成績の向上をはかつていくというところに眼目があると思ふのであります。従いまして今仰せになりましたような御趣旨と同様に私も考えております。

○長谷川(保)委員 確かに勤務成績の評定をして、地方公務員法の第一条にありますが、その目的、すなわち民主的かつ能率的な運営、地方公共団体の働きができるように、地方自治の本旨の実現するように、こういう大目的に立ったものというお話であります。が、教職員の勤務評定の問題が大ききクローズ・アップして参りましてからもう二年余になると思ふのであります。文部省がこれを強行しようというようにお考えになってから、こういう長い月日を経過しておるのであります。この間の事情は、どうも地公法の目的でありますところの地方公共団体の民主的かつ能率的な運営、あるいは地方自治の本旨の実現というやうなこと逆になつていふように思ふのであります。この点につきまして民主的かつ能率的な地方公共団体の運営に資しておるか、それとも逆になつていふのか。私はどうも逆になつていふように思ふのであります。大臣はどうお考えになっておられますか。

○灘尾國務大臣 勤務評定の実施ということをめぐりまして、いろいろ反対の動きがございます。その反対の動きの結果、教育界に混乱を生じ、あるいは紛議を生じておるということは認めざるを得ません。その意味におきましては、地方公務員の勤務能率の向上というふうなことが逆に阻害されておるという事実も率直に認めざるを得ないと思ふのであります。問題は勤務評定の実施ということについてすなおな心持をもつて、また民主的な態度によつて協力してもらえなかつたということに、私はまことに遺憾な点があると思ふのであります。それがなければか

ようなことにはならなかつたであらうと思ふのであります。そういう意味におきまして、せっかく勤務成績の向上をはかるために仕事を進めて参ろうという途中において、かような状態が出てきましたことは、まことに遺憾でありますけれども、しかし、なすべきことはやはりやつていかなうかならぬと思ひます。関係者の自覚と反省によりまして、すみやかに問題が終結するやうにということをお祈りして次第であります。

○長谷川(保)委員 今お話しのように、これは私もいいたしましたが、あるいは文部当局へいたしましたが、あるいは天下万人が、この勤務評定を文部省が強行しようとしたことによつて、地方公務員である教職員の勤務評定をすべしということを書いておられます。これは天下万人が認めたところだと思ふのであります。率直にさうお認めになつたことを私はよしとするのであります。ただ、この反対がなければならぬ。ただ、この反対がなければならぬ。しかし反対がなくてもさうならなかつたかどうかが、これは非常な問題だと私は思ひます。なぜかと申しますと、教職員の勤務を強行しようとする文部省とそれから教組の教育に対する考えとそれには思想的な非常に根本的な相違が考えられると思ふのであります。つまりたびたび新聞その他でも報道されておりますように、教組としましては、あくまで教育基本法にのっとり、憲法にのっとり平和主義の教育、再軍備をしない教育、個人の人格をあくまでも尊重する民主的な教育、自由な教育をしたいと願つてゐる。そ

して最近の教育学にのつとつた教育をしたいと考えております。ところが、どうもそれと文部省の考えていることは違つております。文部省の方は、そういう戦後の教組の職員諸君、ことに教組の考えをしております根本的な思想の傾向とは違ひまして、むしろ古いものに少し戻つていこう、そして再軍備をしない教育ではなく、逆に再軍備をする教育をやつていこうと考えておられるやうに考えられるのであります。また民主的な教育をあくまで主張します教組は、教育の地方分権を主張する――日本の占領後、敗戦後に教育の中央集権が全く廃止せられる態勢ができたことは御承知の通り、教育の地方分権という態勢ができたことは御承知の通りであります。その地方分権による民主的な教育を教組が強く主張するのに対して、文部省の方はどうもやはり教育の中央集権を強く考えておる。言いかえますならば、中央の政權による教育の支配というものを非常に強く考えておられます。それぞれに理一理あると思ひます。それぞれに大きな思想的な非常に深い対立がある。従いまして、そこから今日のやうな勤務評定を強行しようとする文部省に対しては、教組の反抗、抵抗ができておるわけでありまして、そのほかにもいろいろの問題がござります。ですから、これは簡単な問題でないわけでありまして、ただ勤務をやらうとした文部省の態度に対して、それに反対をしなれば教育の効果は上つたであらう。言いかえれば、民主的な地方公共団体の運営に資するやうな教育に

築き上げていこう、新しい教育、民主的な教育をしていこうという戦後の文部省としては、どうもふさわしくない。全く逆の行き方だと思ふのであり、勤務評定をするならせつかにやらないで、話し合いをして教育的な立場にお互いに立って、どっちが教育するのかわりませんけれど、双方常に相互教育するでしょう、これが民主社会におけるお互いの人間関係でしょう。相互が教育し合つていく、そういうふうに行つていけば、今日のやうなひどい闘争はないのではないか。小林委員長があのやうな目にあつたというやうなひどいことにならないのではないか。またたくさん子供たちが非常な不幸に陥つておるということにならないのではないかと。私はあの小林委員長が負傷をしました夜の録音放送を聞いて、頭を下げました。あの、鼻の負傷でありました、息の詰まる声で痛々しく小林委員長が申しました。こういうことであれも幸いになる者はないのだ、何とかこれを機会にして解決をしたい、これも幸福になる者はないのだといった録音放送を聞いて偉いと思つた。教育者としてこの人は偉い。敵をのしるのではなく、これも幸福になれる者はないのだから、これを機会に何とか解決したい。この人は教育者としての資格を十分持っていると思ひました。お互いに考へてこの泥沼を脱出する、何とかして日本の教育を静かな、幸福な教育に戻すために、ここでやう強行せぬでも、みぞがあり、越えがたきふちがあるならば、それを埋めるために忍耐をもつて一年でも二年でもいじやありませんか。昭和二十六年にさるべきものを今日までしなかつたのだから、そう強行しなくても、これは文部省の面子をかけなくても——教育というやうなことは、面子というやうな不まじめなものではないのでありますから、もつとまじめに人間の生命をほんとうにいとむところの生命をのけねばならないのでありますから、そういうやうな面子など考える必要はありません。むしろそういうところは捨てて、ほんとうに教育者の立場に立つとき、ほんとうに民主的な話し合いの立場に立つとき、私も文部省の権威に對し深い尊敬を持つわけであり、その権威をとうとぶわけでもありません。でありますから、今この大きな泥沼から脱出するために、お互いに話し合いの場を持つて、理解し合うまでではないか、それよりほかに道はないではないか、お互いにお互いの責任だけを呼ばわけておりました問題は解決しないのであつて、そこを深い忍耐を持つて、どうせ民主主義というのは忍耐を要するのです。時を要しない、忍耐を要しない民主主義などというのはいふやうなものでございませう、そういう行き方ではないのではないかと、私はこう思ふのです。それとも文部大臣は、思想的に違つておらぬとお考へになるか、また思想的に大きく違つておるが、それを乗り越える道がほかにあるかと思ひであるか、どういふ道で解決をしようとするか、私は解決の方法を、お考へを率直にお伺ひしたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 私どもは、憲法なり教育基本法の精神に従つてやつて参りましたし、今後そのつもりでおるわけでありませう。具体的にを行います施策等につきましても、これは時の推移によつて変化するというものもございませう。しかし、根本の精神においては何ら変わることはないものであります。また、すでに国会において議決を經ておりますところの、現実にできておる法律制度のもとに行政当局は仕事をさしていただくわけでありませう。その法律制度のもとにやつて参つてきておるつもりであります。文部省としては、その意味におきまして現行法のもとに仕事をしておるというふうな一つ御理解をいただきたいのであります。

日教組の諸君が、この勤務評定を実施するにつきて、これが平和を脅かすものであるとか、あるいは再軍備につながるものであるとか、民主主義に反するとかいふやうな反対を呼ばしておられることは私もよく承知をいたしております。一体どこがこれと結びつてののか、私にはよくその論理の展開がわからないのであります。勤務評定をやることによつて、なぜ一体平和が脅かされるのであるか、なぜ一体再軍備につながるのであるかというふうな事柄が、私どもにはよく理解ができないのであります。しかも、勤務評定を実施するという場合の話し合いとかなんとかいふお話もあつたわけではございませうけれども、しかし現実には話し合いにあらずして、つるし上げであるとかカン詰めであるとか、すなわち勤務評定そのものについて話し合うというよりも、頭から反対をする、絶対に拒否するといふやうなことが各地において行われて参つたわけでありませう。そういうふうな状態のもとに今日まで推移してきただけであります。勤務評定という事柄は、内容はともかくといたしまして、国法でもって実施することになつておる。私がよく申し上げますと、すぐに何か法律一点張りだといふやうなおしかりをこうむるのであります。現実にはそういうものがあるのではありません。これを實施するということ自体についてはお認め願ふやうなことを言われませう。非常な民主主義、民主主義といふことを言われませうけれども、それを否定する、現行法を否定する、無視するといふやうな態度こそ、非民主的なものでなからうかと思ふのであります。もしその法律制度が改正を要するものである、あるいは是正すべきものであるというならば、その御意見を立ててになることはけつてであります。それをかれこれ申すのじゃありませんが、やはりそのためには与えられておる正しい手続なり方法によつてその改廃を求められたらよろしいのじゃないかと思ひます。行政当局といたしましては、現に与えられておりますところの法律制度を忠実に実行するものがその任務ではないかと思ひます。そういうふうな意味合いにおきまして、今日までの教職員組合の指導者の諸君のいわゆる反対運動なるものは、いかにも私は不条理である、こういうふうな気がするのであります。これが正當な姿に立ち返つて参るといふことでありますれば、自後の話し合いといふやうなことも必ずしも不可能なことではないと思ひます。また問題といふものは、時間を経たんだん進んでいくわけでありませうから、その状態を無視しての議論を幾らなさつても、それはちよつとその通り

してきただけであります。勤務評定という事柄は、内容はともかくといたしまして、国法でもって実施することになつておる。私がよく申し上げますと、すぐに何か法律一点張りだといふやうなおしかりをこうむるのであります。現実にはそういうものがあるのではありません。これを實施するということ自体についてはお認め願ふやうなことを言われませう。非常な民主主義、民主主義といふことを言われませうけれども、それを否定する、現行法を否定する、無視するといふやうな態度こそ、非民主的なものでなからうかと思ふのであります。もしその法律制度が改正を要するものである、あるいは是正すべきものであるというならば、その御意見を立ててになることはけつてであります。それをかれこれ申すのじゃありませんが、やはりそのためには与えられておる正しい手続なり方法によつてその改廃を求められたらよろしいのじゃないかと思ひます。行政当局といたしましては、現に与えられておりますところの法律制度を忠実に実行するものがその任務ではないかと思ひます。そういうふうな意味合いにおきまして、今日までの教職員組合の指導者の諸君のいわゆる反対運動なるものは、いかにも私は不条理である、こういうふうな気がするのであります。これが正當な姿に立ち返つて参るといふことでありますれば、自後の話し合いといふやうなことも必ずしも不可能なことではないと思ひます。また問題といふものは、時間を経たんだん進んでいくわけでありませうから、その状態を無視しての議論を幾らなさつても、それはちよつとその通り

りにはなかなかいかなるということもあると思ひますけれども、いずれにいたしましても、勤務評定制度なるものが制定せられております以上、これを實施することにについてはお認め願ひ、その上立つてお互いに静かに意見の交換をする、話し合いをするといふやうなことがなされこれ申し上げることは私にはないと思ひます。従来は遺憾ながらさうな姿でなかつた私は申し上げざるを得ないのであります。○長谷川(保)委員 法律にあるからその通りやるのだという、確かに一つのお考えです。しかし一つ朝日新聞に矢内原先生が論じておつたのを見て私は感心したのであります。法律には刑事法もあれば民事法もあるのだ、これはもうきまつた通りきまつたやうなもの、しかし行政法もある、行政法といふものは性質が違ふのだ、行政法の場合には、必ずしもそれをすぐそのまゝやるかやめぬかという点は、やはり人民がそれを納得し、それにみんなが従つていくようにする、そこに政治があるのだといふことを論じておられたのを今思い出したのであります。私はやはりそういう区別をすべきである、それでなかつたら變なことが出てくる。二十六年二月に、それからずっと自由党あるいは自民党さんの政府であつたが、それをなさらなかつた、そこに政治といふものがあるのだ。そういう点をお考へになるべきではないか。つまり納得しないものをあくまでやつていく。ことに国会が多数決という原則で押しておりますから、教育委員会法にいたしましたも、いわゆる教育二法の問題のときに御承知のように非常に混乱が起きた。国民の三

分の一を代表します社会党は力をもって阻止しようとした。こういうような国民の三分の一以上というような多数の者が納得できないというものを力で押していった、そういう結果が、教育委員の任命制度なり等々、次々と積み重なって今日にきておる。納得できない国民の三分の一という多数の人があるものを、権力をもって押すすれば、力で抵抗するのは当然のことです。暴力革命に追い込んでいくのは当然のことです。そういうところに、こういう法律というものがほんとうに納得の上に、先ほど来も繰り返して申しますように、ことに教育に関するこのいうものは、ほんとうに納得の上になされなければならぬものではありませんし、教育の効果が上るものではない。私は先ほどからのお互いの質疑応答で、地公法の第四十条でありましたか、一条だけにあなたはとらわれて、それにつかまっておられて、先ほど一番先に伺いましたこの地方公務員の勤務評定も含んでおります地公法の第一条に掲げてある目的である、地方公共団体の民主的かつ能率的な運営、地方自治の本旨の実現というように、こういう大目的をあなたは捨てていらつしやる。あなた自身が先ほどおっしゃった通り、それは反対をしたためであるといえ、確かにこの地公法の目的の逆の結果になっておるとお認めになりました。確かにそれが考えても天下万人そう思います。地公法の目的と反対の現象になった。だから私が思想的な問題をこゝへ持ち出しましたのは、思想的な問題という大きな隔たりがあるのではありません、あるいは権力で押していったこれが片づけば、教育

の効果が上り、能率が上り、そして人事管理がうまくいき、地方公共団体の民主的かつ能率的な運営が行われるようになるかもしれない。しかし事教育である。非常に精神的な労働である。とするならば、この志気が阻害されれば教育の効果が絶対に上りません。まして思想的に納得できないということであれば、もう教育は破滅ですよ。教育の能率が上りつゝはありませんよ。でありますから、この地公法的一条にかまうてその大目的を見失うということとは、これは実に本末転倒である。だからすでにきめられたからやるんだ——これにも私は後にだんだんに議論したいと思ひますけれども、文部省は決して法律通りやつていらつしやらない。この勤務評定自体も法律通りやつていらつしやらないことを後ほど指摘をいたしますけれども、かりに一步譲つて、法律に書いてあるからやるといたしましても、その区々たる一条、しかも先ほど申しましたような行政法である区々たる一条をしゃにむに強行して、それによって法律全体の大目的を失う。勤務評定自体が申すまでもなくこの大目的のためにあるのであります。その大目的を失いますならば、これは全く愚かなことではありますせんか。そのようなことを絶対にすべきでないと思ひます。法律にはありますよ。あなたのおっしゃる通り地公法第四十条だと思ひますが、あります。しかしそれは先ほど申しました刑事法ではないのです。民事法ではないのです。行政法なんです。それだから教職員諸君、国民がみな納得する形においてこれをする。それをさせるまでは十分政治的な配慮をする。昭和

二十六年にこのことが法定されておりましたが、昭和二十六年の二月から実施すべきものをおやりにならなかった。その政治的な配慮というものをこの際もう一度反省する必要がある。決して一条にとらわれてはならない。木を見て森を見ないと山を見ないと。木を見て森を見ないと山を見ないと。この大目的に立つてどうやつてこのごろ沼から抜け出るかというところをお考えにならなければいけない。さきに伺いましたように——重ねて伺いますが、どうやつてこの沼沼から脱しようとなさるか、その具体的なお考えを承りたいのであります。そこで私どもが納得できることがあれば、教組諸君にこういうような合理的な正しい方法で文部省は考へているから、諸君も考へたらどうかということを私も一生懸命で勧告したいと思ひます。だからどうやつてこの沼沼から脱却するか、その具体的なお考えがあったら伺いたいののであります。なければこれは十分考え直してもらわなければならぬ。お考えがあるかどうか伺いたい。

○灘尾国務大臣 勤務評定に関する地公法的一条だけとらえて云々している、こういうふうなお言葉でございます。勤務評定に関するこの一条文は地公法の大目的、大精神というものを達成する一要素をなすものと私は思ひます。私はこれだけ切り離して論じておるつもりはございません。地公法の趣旨、目的を達成するためにやはりこういうふうな制度が必要であるというのでこの法律の中に書いておると思ひます。

なおまた行政法だからというお言葉がございましたが、矢内原さんがどう

いう御趣旨でそういうふうなお言葉をお使いになったか存じませぬけれども、行政法だからどうでもいんだというふうには私は解釈しないのでありまして、それぞれの法律によりましてこれが適用について考えていかなければならぬ問題だと思ひます。仰せの通り法律は出ましたけれども、直ちに即日施行ということになつても、現実に勤務評定というものを実施するには、相当な準備も研究も必要だといふようなことがあつて、従つてまた即日勤務評定実施ということに参らぬのであります。その間に時間的な経過といふものがあるといふことはやむを得ないことと思ひます。いよいよ勤務評定を実施するという段階になつて、各地方の当局においてその計画を進めて参ります以上は、やはり国民としてはその措置に対して協力してもらわなければならぬと思ひます。あるいは勤務評定について異なつた意見を持つておる人もあります。また私どもには心外でありますけれども、政府のものの考え方等について反対の意見をお持ちになる方ももちろんあるであります。あるであります。しょうが、しかし少くとも法律制度をそれに基いて行政的に実施していくというときには、お認めを願わなければ、ものの秩序が立つていかないとはいかと思ひます。改善をする必要があればだんだん改善していけばよろしいのであります。またどうしてもよくないといふことで、必要がないといふことで廃止するといふことならば、それもけっこうであります。しかしとにかく法律があります以上は、この実施には国民としてお互いに協力してい

なければならぬ性質のものじゃなからうか、私はさうに考へるのであります。思想的に違つておるから反対だ、ぜがひでも反対だといふふうな態度は、私はとるべき態度じゃないと思ひます。十分今後ともに関係者が研究を重ねまして、現在あるものをよりよきものにしていこうといふ努力をなすことは当然なことと思ひますけれども、しかしやだから反対だといふことでしやにむにやつていくという態度は、私は民主主義の政治のもとにおいてとるべからざる態度であると思ひます。今日の勤務問題に対する紛争はそういう意味におきましてもまことに残念に思つておるのであります。静かに互いにこの問題を取り上げて研究する、そうしてきやうきめたことがもし改善の余地があれば必ず改正していく、こういうふうな心持で法の秩序をともしなければいかぬといふ態度こそ望ましいのじゃないかと思ひます。

さういふ意味合いにおきまして、この沼沼から抜け出すにはどうしたらいいかといふようなお話もございまして、私は、私はあくまでも教職員組合の方の反省と納得と理解を求めて参りたいと思ひます。理不尽なる反対闘争をあえていつまでも繰り返すといふようなことは、教職員としてはとるべき態度じゃないと思ひます。

○長谷川(保)委員 先ほどちょっと申しました矢内原先生の文章がちょうどここにございまして、「法で定めてあることを行うのは行政の任務である」と文部大臣や内務局長は言つたが、法と行政の間に「政治」といふものがある。

民法や刑事法については、法の適用は司法権にあるが、行政法規については、実行の程度や方法や時期をきめるのは、政治問題であることが少なくない。政治を通して、初めて技術的な行政面に出てくるのである。前後は長いのでありますが、こういう文章でありま

す。私はやはりこれは傾聴すべき文章だと思ふ。だから泥沼から脱する方法

といふ、どうも日教組が改めなくては

よりほかにないんだというふうなお話

でございすが、それではあまり芸が

ないというものと私は思ふのです。

どうも政治家の言うべきことではない

ように、失礼ながら私には考えられ

る。行政の事務官ならともかくだから

局長、課長さんの言うべきことであ

つて、大臣としてはやはり大所高所から

この泥沼をどうやって脱するかとい

うことについて、まだまだだいたいま

内原先生のおっしゃるような配慮をす

べきではないか。もう一方的に、どう

しても日教組が悪いんだから、日教組

の指導者は一つ考え直してこいとい

うだけで解決するものなら、今日解決

しております。けれども、様相はいよ

いよ私は険悪だと思ふ。なるほど多

くの県がすでに動議を提出したとか、

評のやり方をきめたとかいうような

話も、このごろよく伺いました。しか

しそれは決して教員は納得したんじ

やないんです。そのことを私もよく

考えておかなければならぬ。問題は

教育の能率を上げ、効果を上げるこ

とで、地方自治体の運営の能率を

上げ、民主的な運営をさせるといふ

ことです。権力で上からおどした、

刑罰、行政罰だといふことで屈服し

ても、それは少しも民主的なものとし

解決したのではない。でありますから、大臣としては、私も率直に齒にきぬを着せざるにええ、そこがいけないのじゃないか。これも大へん失礼な言葉でお氣にさわると思ひますけれども、きょう私はできるだけまず文部大臣と私どもの話し合いの場を作りたいと思ひますから、穏やかに申し上げるのではありませんけれども、しかし大へんここにはきつい言葉がありまして、お氣にさわるかも知れません。十七日の朝日の天声人語に「神奈川県教育界が編み出した教育活動に関する記録の自主的、話し合い的評定方式は、教育の庭に最も大切な明るい人間関係に道を開いたものと思はれるのだが、文部省はこれを法律に違反するものとして排撃している。そういう石頭では、教育上の混乱は救えない。今日の教育界に何よりもまず緊要なことは、子供本位の明るい人間関係の復活である。」というように書いてあります。今のお話を伺っていると、どうも失礼だが、やはり石頭だという感じがするの

であります。それは政治家ではな

い。もう政治界の大長老でありますから、私は薩尾さんはやはりもっと政治的な配慮といふものをこの際とるべきじゃないか。あるいは自民党さん、あるいは文部省の官僚諸君から突き上げられるのかもしれないけれども、この間の星島前議長が、ほんとうにやるべきことをやらなんだ、たとえ監禁され

ても断固としてあそこで命をかけるんだといふところにあの悲劇が大きく広がっていった。そして星島君の、ある意味では——私は同僚の友でござい

すけれども、星島君の政治家としての地位は全く失われたというふうな形に

なつた。その轍を大臣は踏まれてはいけないと思ひます。やはりこういう問題をどこで收拾するか、どうして教育をほんとうに本来の静かなる、子供たちにとつてほんとうに幸いなる教育に戻すかといふことについて、今こそ全力を尽すべきときである。今こそ一切を忘れてそれに熱中すべきときであつて、単に日教組にやめてこいといつたつて、日教組でもそうなればやめられるものでもないでしょう。そういうことではなくて、お互いにこを話し合

いの場として——国会だけではい

ない。日本の天下全体が正常化してい

く必要がある。教育界が正常化してい

く必要がある。天声人語に「そういう

石頭では」といふいわれられておる。大

変失礼な言葉でありますけれども、今

のお話を承つておると、まことに

申しわけないこととありますけれども

も、私にもどうもそういう感じがす

る。多分天下万人そういう感じがす

ると思ふのであります。でありますか

ら、私はここでもう一度お考え直し

願わなければならぬと思ふのであり

ます。今のお話では、日教組が悪いの

からもう一度悔い改めて出てこい、

その主張を下げたやつてこい、こ

ういふことで解決すると思つてお

りませんか。きょうは自民党の諸君

でもおそれなく——おそれなく

ならぬ。だれでも今のお話で解決す

ら今のお話は、私がお尋ね申しま

した、どうやって泥沼から脱却する

りだといふことのお答えになってお

りますから、少し先へ進んでいきま

しょう。また後ほどそれらの点についでさらに論議をいたしましょう。

私は、文部省は少し勘違いをして

いると思ふ。それは、国民は教職員の

に賛成だ——この数日のお話を承

りまして、また前国会のお話を承

りまして、どうもそういうふうな勘

違いをしておる。国民は、そうじゃ

ありません。国民は教組が休校をする、

学校を休むといふことに対して反対

をしました。これは、大部分の国民が

反対をしました。私は賛成しました

けれども。私は、私の子供は学校へ

曲つては困ると思つたから、子供は

りませんでした。よく話をして、子

供は納得して、行きませんでした。け

れども、国民の大多数は、事の重大

性といふことを十分にお考えになつ

たかないか知りませんが、ともかく

も教組が学校を休む指令を出した

ことに対して、これに対して反対し

ました。これはまさしくあなたの方

のやつておる通り国民の大多数は

反対しました。そのことを勤務評定

に賛成したと思つたら大きな間違

いだと思います。すべきである、

すべきでないという論議はまだ不

十分だと私は見ております。私自身

は、国民全体としてはまだ不十分

だと思ふ。不十分のうちにはこれが

非常に泥沼闘争に入つたところに、

教組が非常に苦境に落ちた原因があ

つたと思ひます。もし教員の勤務

評定と本質的に違ふのだといふこ

と、本質的には違ふのだといふこ

と、そういうことが十分国民の中

にPRされて参りますならば、また

事態は違

て参ります。国民が反対をしました

は、学校を休むといふことです。そ

れを、文部省ではさも国民が勤務

したといふふうにお考えになって

おるうちに、このごろの御答弁を

伺つておると感ずるのであります

が、国民がこれら問題につきま

して十分な理解をもつて勤務評定

に賛成してゐるなんて思つたら大

間違ひだ。教職員諸君は、今日決

して納得して、今日決して納得し

ておらぬ。大多数が納得して、

ぬ。ともかくも多くの県において、

教組がある程度はこをおさめてお

りまして、一つは、教育の混乱を

避けたといふ彼らの純粋な教育に

対する愛情です。何とかして教育

の混乱を避けた。第二は、行政

罰や刑事罰を受けたくない、こ

に刑事罰を受けなければ教職員

はできない。こういうことから

して、多くの地方において一応ある

程度はこをおさめておられます。決

して納得してはいないのです。これ

を、あくまで文部省の言うことに

従つたのだ、権力で屈服したのだ

と思ふか、そう思つたら大きな間

違ひです。従つてこいといふこと

で收拾して教育が成果をあげる、

能率をあげると思つたら大きな間

違ひだと思ふ。

私はきょうは議論のために議論を

するのじゃない。どうやってこの

問題を收拾するかという意味で議

論申し上げてゐるのであります。従

つて良心に従つて、ほんとうに議

論したいと思ふのです。文部大臣

は一部勤務反対のほこがある程

度おさめたのを納得しておさめた

と思つていらつしやいますか。教

員は納得してそれに従つたと思つ

ていますか。この点良心に従つて

に教職員の諸君が行動をいたします場合、行政罰とか刑事罰というふうなものにあて触れるような行動に出られるということこそ、反省を求めてしめるべきことじゃないか、私はかように考えておる次第でございます。

○長谷川(保)委員 先ほど来大臣は、教組の方がこの内容を研究しないというお話ですが、教組は十分研究してあります。この内容については、もつぱらは必死になって研究をいたしております。決してしていないのではありません。その結果彼らはそういう結論を出している。ある意味では確かに木を見ずに、今度は森を見過ぎていて、という点があるかもしれないが、しかしどうもここ数年の文教行政を見ると、一つ一つのタケノコだけを見ているわけにはいかぬ。その下にちゃんと一連の根っこが張っているというふうな考えられるのであります。またそれが当然のことでありましょう。どうもその根っこが、われわれから見るとあまりおもしろくない根っこである。教職員組合から見ても、まことにおもしろくない根っこであると考えておるのであります。教組は決して今度の勤務評定の内容を研究していないのではない。研究は十分しております。その上で彼らは言っていることであることを認識を改めていただきたいと思ひます。

それから教組に相談をせよということ、文部省は何も言わないのだというのであります。しかし御承知のように、この教員の勤務評定は地公法の第四十条と、それから都道府県の人事委員会、従つてまた人事委員会がそのよりどころとしますものは人事院規則の一〇の二であると思ひま

す。一〇の二の二条には、御承知のように評定の結果についての識別力、信頼性及び妥当性があるものでなければならぬと書いてあります。従つて信頼性のあるものということになれば、これは何と申しまして教員が、その団体であります教組が納得するものでなければ私はいけません。それが信頼性というように考えられます。それが信頼するんです。第三者がただだれが信頼するんです。第三者がただ信頼するということだけで済むのでしょうか。私はやはり当事者であるものが信頼ができればだめだ。そうしなければ、勤務評定の結果の人事管理あるいは給与の問題等々について、だれがそれを納得しますか。だから信頼性がなければならぬというときには、これはやはりだれよりも先に教職員諸君がそれについて信頼をできる、納得のできるものでなければならぬということとは当然なことでしょう。でありますから私は当然、こういうような厳しい立場の違いにありますが、文部省あるいは県教委と教職員諸君、教組、こういうものの間に、この勤務評定を、法律でまづいて長い間しませんでした。したが、いよいよ実施するということになれば、そこに話し合いの場がなくてはならぬかと思ひます。だから文部省としてはそういう点で十分話し合つて、よいものを作りなさい、教育の能率が上がるように、教職員諸君がほんとうに腹から納得して、教育の事に協力をできる、そういうようなものにするべきであるという話し合いをなさうと思ひます。ところが結果はそれと反対の逆のことをやつていらつしやる。こういう点が私は残念だと思ひ

うのです。それが、こういうふうな問題をこじらした大きな原因である。あるいはそういうことをすればなおさら問題は解決しなかつたろう、いつまでも勤務評定はできないだろう、こういうお考えでやつたと言ふかもしれない。それが私は権力思想だと思ふのです。権力で押せばいいのだ、やれるんだ、こういう考え方は最も非民主的な考え方だと思ふのです。だからな話し合いをさせなかつたか。また今からでもおそくない、そういうような話し合いを十分させなさい、話し合いをさせなさいということが、文部省はなぜできないのであろうか。それをしなかつた理由はどこにあるのでしょうか。また今日もそういうお考えを持たない理由はどこにあるのでしょうか。その点を伺いたい。法律にあるからやらねばならぬということであれば、なおさらそういうことをどういうわけでおやりにならなかつたのか。人事院規則一〇の二第二條には、はっきりと評定の結果に識別力、信頼性及び妥当性がなければならぬと書いてあるにもかかわらず、これをおやりにならなかつた理由はどこにあったか伺いたい。

○瀧尾国務大臣 もちろん勤務評定については、識別力とか妥当性とか信頼性の問題は考えなければならぬことではあります。そのつもりでそれぞれの当局者が計画を進めておることと思ひます。このことについてなぜ教職員組合にお話をしなかつたか、こういうお尋ねでございます。私は教職員組合の諸君と地方の教育委員会の諸君とが会見をして、いわゆる話し合いを進められることは別に何ら差しつかえないことと思ひますが、行政を進めて参ります場合に、問題の性質上、教職員組合というものに対しては必ず話し合いをしなければならぬというふうな建前のものではないと思ひます。事実上の問題としていろいろ意見を交換するといふふうなことにいつては何ら異議のあるものではございません。問題は今度の勤務評定について、私から見ますと、いろいろ地方で少くもお互いに顔を見る機会に相当あつたのだと思ひます。その際に、今お話のようになつて、もし案もあるならその案をもつてよく意見を述べ、要望するところがあれば要望していくといふふうなことが、おそろくそれほどむづかしい問題にはなつていないのではなからうか。問題は教組のいわゆる反対運動があまりに激烈であつて、実は話にも何にもならない。こういうふうな姿で推移したというのが、きつめて不当であつたと思ふのでございます。けれども、そういうふうな事実がかなりあつたように思ふのであります。また教組の諸君のきつめた事柄を通さなければ、どこまでも反対である、あるいは場合によつてはストライキもやるというふうな態度は、私は許されぬと思ひます。やはり教組も意見のあるところはどうぞ申し出る、また教育委員会として、とるべきものはとるべきとていく、こういうふうな気持でお互いに接触していかなければならぬと思ひます。われわれの言うことを聞かなければストライキ、こういう式でいわゆる闘争によつて問題を進めていくという考え方だけはやはり考え直してもらふねと、今後ともに問題はむづかしいのじゃないかと思ひます。

○長谷川(保)委員 だからさつきから申し上げておりますように、私も政府の言うことに反対だからストライキということだと思ひます。が、先ほどから申しましたように、納得していきけるものをするならばいいけれども、そうじゃない。権力で押していくとする。納得しないものを権力で押していく。一方は力で抵抗するといふことになつて、この数年の国会の事情もそれなんです。数の力で押すから、片方は数は少いけれども力でこいといふことで、われわれも大いに奮闘しているわけなんです。ですから全く通らなくなるわけなんです。納得しないものを権力で押すから、一方は力で抵抗するといふことになりまして、今次の勤務評定その姿だと私は思ふ。初めなれば納得するように持つていかなくつたか。納得するまで話し合いの場を持たなかつたか。先ほど来、法律にあるからやるんだ、やるんだと言つておられますけれども、この勤務評定のやり方というものは、明らかに人事院規則の二つとてやるものだと私は思ひます。そうなりまして、この人事院規則にははっきりと信頼性のあるものでなければならぬと書いてある。あるいは試験的な実施が十分されていなければならぬ——ちよつとされていなければならぬ、十分にされていなければならぬと書いてあります。形式上やつてあつてもだめです。十分にしなければならぬ。十分というものは、もう絶対に過まちはないと、少くともその時点において考えられるものでなければならぬものである。世の中は進歩しますから、その進歩に従つて変るかもしれない。しかし人事院規則の一〇の二第二條にはっきり書

いてありますように、試験的に実施するのは十分にされていなければならぬ。十分にされていきますか。十分にされていたら、私は大臣や局長がたびたびおっしゃる言葉は矛盾してくると思ふんです。まずやってみよう、その結果を見て、悪ければ直そうじゃないか、話し合いに依るようじゃないか。まず勤務をやることを納得せよ、受け入れを承認せよ、その結果を承認したならば、その内容については話し合つてもよい、やり方を変えてもいい。言いかえすと、まだ十分の実施がなされていらない、ほんとうにコンクリートしたものでないといふことを言っておるわけですね。でありますから、そういうものをやろうとするのは人事院規則違反じゃありませんか。法律違反です。よ。文部省は、まず承認せよ。承認した上でならやり方を変えてもいいといふならば、これは人事院規則違反じゃありませんか。むしろ法律違反です。私がしばしば文部省は法律違反だといふてやじるのはそのことなのです。さっきの評定の結果についても同様です。信頼性がありません。

さらにこの二条には、容易に実施できるものでなければならぬと書いてある。事務的にも容易にできないじゃありませんか。校長さんたちは、できないからといってほうり出したところがいふんあるじゃありませんか。こんなものはできませんと。だから容易にできるものではない。容易にできるものでもないものを強行しようとする。行政罰、刑事罰をもって臨もうとする。ここでも違反じゃありませんか。さらに人事院規則に何と書いてある。そういうような条件を、以上確めたも

のでなければならぬと書いてある。試験評定が十分なされておる。評定の結果に識別力、信頼性及び妥当性がないければならぬ。容易に実施できるものでなければならぬ。容易にできるどころじゃない。天下麻のごとく乱れちゃって、勤務はどこにいったかわからぬくらい。事務的に容易にできないばかりでなく、実際できないじゃないですか。しかも以上のものを確めたものでなければならぬと書いてある。そうでしょう。何も確めていないじゃないですか。だから人事院規則違反じゃありませんか。文部省は法律違反をしております。そうじゃありませんか。私は法律をすなおに読んでみて、文部省はどうも法律違反をしておると思う。あるいはささようとおる。県教に対し、地教に対しさせようとしておる。文部省の指導、助言というやつは、私の見るところではどうも指導、助言という範囲を越えて、監督強要といふことになっておるようであります。そればかりではない。どうも間違つた法律を実施させようとしておるように思われる。いかがでございますか。

○灘尾国務大臣 地方の公務員たる教職員に対する勤務評定に当りまして、人事院規則の規定しておりますところを尊重してやらなくてはならぬといふことは当然のことでございます。しかし私は今日までやっておりますことが、法律に違反しておるというふうなことはない、かように考えておる次第でございます。もし御疑問でございますれば、それらの点については政府委員をしてお答え申し上げたいと思ふのでございます。勤務評定の、地方で

やっておりますものは、それぞれの地方におきましていろいろ研究を加え、また資料を集め、十分検討した結果計画を策定しておると思うのであります。従つてそれぞれの県におきまして今日やっておりますことについては、文部省といたしましては、一応これでけっこうだろ、こういうふうにしておるわけでありまして、それに対してかれこれ干渉がましいことを文部省はいたしておりません。ただ私の申しますことは、人間のやることでありますから、ことに初めてのことでありますから、やつた結果に徴して、さらに改善を要するような場合があれば、これは改善したらいじやないか、そういうふうな問題について、一度きめたら末来永劫変えてはならないものではないといふふうな意味のことをむしろ申し上げておるわけでありまして、こういうふうな制度を実施いたします以上、やはりお互いに関係者はその内容がよりよくなることについては研究もし、努力もしていかななくてはならぬ。この心持ちはやはり文部省としまして、また地方の当局者といたしまして、みんな持つていかななくてはならぬ、そういうふうな心持ちは申し上げただけでございます。今やっておりますものについては、それぞれの地方においてこれではよろうという考えのもとに実施しておる、こういうふうには私は承知いたしておるのであります。

○長谷川(保)委員 考えなければならぬことは、確めたものでなければならぬと書いてある。そうじゃないですか。私もきよう人事院規則をうっかりして持つてきませんでしたけれども、私がノートに写してきたところではそ

う書いてある。ですから私が申すまでもなく、法律をお作りになります皆さんは十分御承知なんです。確めたものでなければならぬという言葉と、そうでないのではという言ひ違ひはなりません。それでございませう。そればかりじゃありません。申すまでもなくこれには除外例がございましてね。御承知のように除外規定、勤務評定を実施することが著しく困難と認められる職員についてははしく困難と書いてある。そこで著しく困難であるかどうかという問題ですが、まさに著しく困難なんでしょうね。この事態は、どうも勤務評定がやさしいものであれば、こういうことにはならない。事務的にばかりでなく、実際これは実施する上において、もう実に困難をきわめておるわけですね。私はこれが単に事務的なものだけ考えるべきではないと思ひます。なぜならば、勤務評定といふものは、相互の信頼がなければ成り立たない。つまり、その信頼がなければ能力が上らない。だから、事務的なものだけと私は解釈すべきじゃないと思ひますが、とにかく勤務評定を実施することが著しく困難と認められる職員、事務的にも著しく困難だから、静岡県の人事委員会は、前に申し上げましたが、三十年の六月に、除外例の四にちゃんと入れております。高見さん、あなたは静岡県の副知事をしていたらつたのですから御承知でしうけれども、静岡県の人事委員会は三十年の六月に、これは教員はむづかしいからだめだといふことで除外例に入れております。それから今度、これは神奈川県のをよく拝見しまし

た。神奈川県のをよく拝見しまして、一般論の中にはつきり書いてある。これはできない。勤務評定についての一般論の二のところに「勤務評定についての地公法第四十条の「職員の職務」とは、教職員の場合、学校教育法第二十八条の「教育を掌る」を指すものである。「教育を掌る」活動の成績について、(教育効果)測定し、評定すること、活動の対象が児童、生徒であるため、包括的にも且つ直接的にも議論多くして極めて困難である。且つ評定実施に際して、教師の教育活動を分析して、かくあるべしという測定判定の基準を設定する権限は、法規的にも教委当局(文部省は勿論)に与えられておらず、基準設定は、実際上も不可能に近い。」……。

た。神奈川県のをよく拝見しまして、一般論の中にはつきり書いてある。これはできない。勤務評定についての一般論の二のところに「勤務評定についての地公法第四十条の「職員の職務」とは、教職員の場合、学校教育法第二十八条の「教育を掌る」を指すものである。「教育を掌る」活動の成績について、(教育効果)測定し、評定すること、活動の対象が児童、生徒であるため、包括的にも且つ直接的にも議論多くして極めて困難である。且つ評定実施に際して、教師の教育活動を分析して、かくあるべしという測定判定の基準を設定する権限は、法規的にも教委当局(文部省は勿論)に与えられておらず、基準設定は、実際上も不可能に近い。」……。

○坂田委員長 長谷川さんに申し上げますが、本会議も間もなく始まりまして、最初に私のありますから……。最初、私が米岡を調査した結果でも同様です。教育の専門学者は全部みなそうです。ここにカリフォルニアの教員組合の論文の抜粋がございまして、それにもできないといふ言ひが出ておる。でありますから、これは著しく困難な除外例として人事院ではつきり出しているのです。ところが静岡県の教育長は文部省の言うことを聞いてアメリカにでも行きたいといふやつですからやつておりますけれども、実際に人事院規則はできないといふ除外例である。こういう除外例がある。だから法律にきめてあるといふが、法律ではそういうものはやらぬといふ書いてある法律論から申しますれば、やらぬでいいといふことがつきり言え

る。文部省はそうお考えにならぬかも知れませんが、少くともこちらの立場ではそう言える。それだから教組があれだけ戦いまするのは、やはりそれだけの理論的な根拠も持っていていらつしやる。ですからある意味では水かけ論です。それで法律に書いてあるからということにつきまして、逆に私ども静かに法律を調べていってみると、文部省がしばしば法律違反をしているという判定もつくのです。この点について著しく困難でないと大臣は思いでしようか。これで一応区切っておきまして、また次にやります。

○灘尾国務大臣 文部省は法律違反はいたしておらぬつもりであります。いろいろこれにつきましては、見る人によりまして意見もいろいろあるうかと思ひます。あるいは著しく困難なりという意見を持つ方もいらつしやいましょう、いやしくも校長である以上、こんなことは何でもないことである、こういうふうな考え方を持つ方もありましよう。いろいろな意見は私はあると思うのでありますが、少くともお互いの意見によりまして、法律の適用を二、三にするわけにはいかない。現行法は教職員に対する勤務評定について除外例を認めたものではない、とさように御了承願ひたいと思ひます。

○坂田委員長 本日はこの程度とし、次会は公報をもってお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後四時七分散会

〔参照〕

昭和三十三年九月の水害による公立

の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案（内閣提出第一号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局